

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年9月)

協会けんぽ 2020（令和2）年度決算（見込み）のお知らせ

2020年度の決算（見込み）のポイント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う協会けんぽ加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等により、**協会けんぽ発足以来初めて保険給付費（特に、医療機関に支払う「医療給付費」）が前年度より減少**しました。一方で、**経済状況の悪化により保険料収入が減少**しましたが、**保険給付費（支出）の減少額が保険料収入の減少額よりも大きかったため、前年度と比べ収支差が784億円増加**しました。

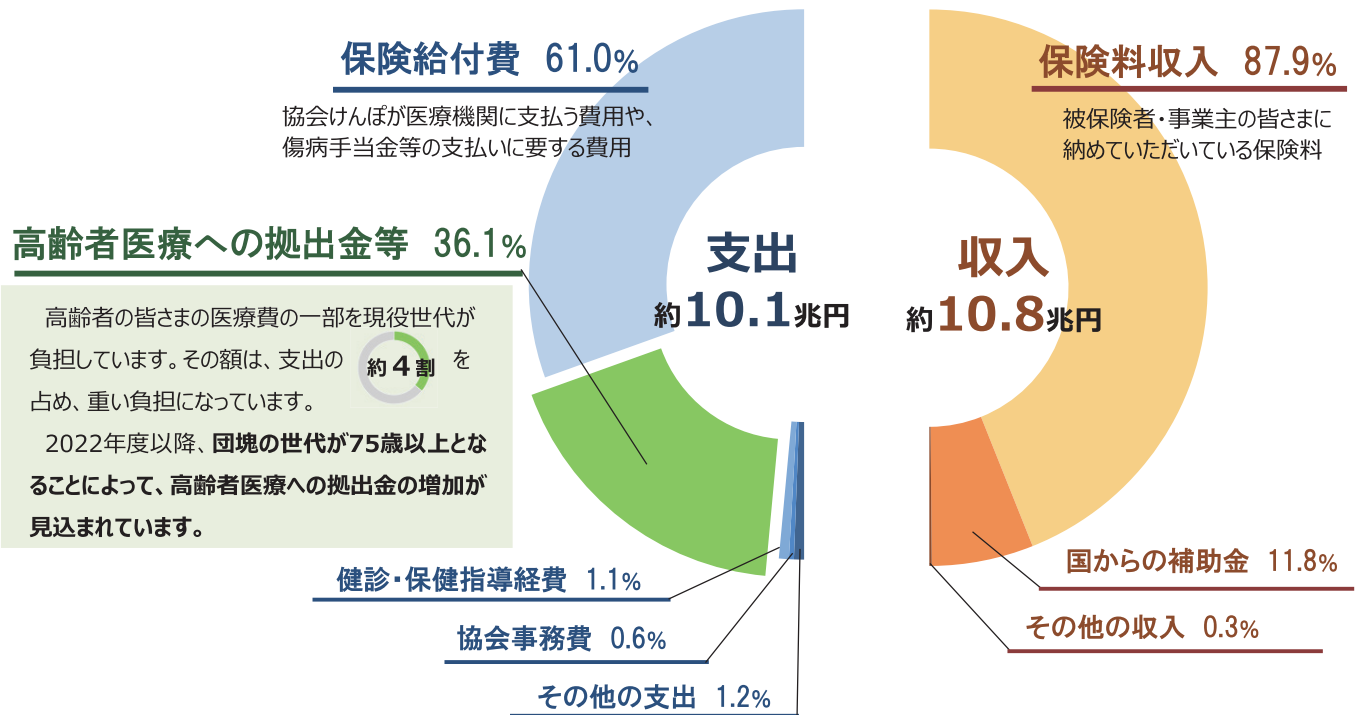
※ 詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2020年度決算（見込み） | 医療分

収入	10兆7,650億円	（▲1,047億円）
支出	10兆1,467億円	（▲1,831億円）

収支差	6,183億円	（+784億円）
準備金	4兆 103億円	（+6,183億円）

※ （ ）内は、対前年度比。



Q. 2020年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は安心なのでしょうか？

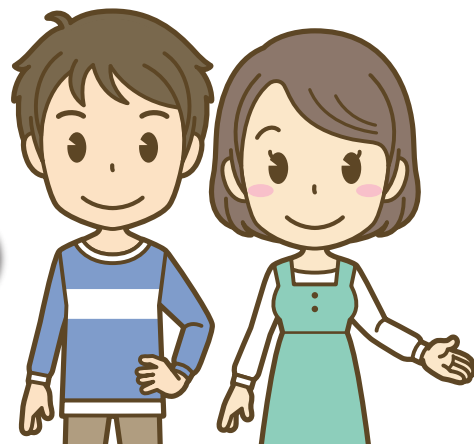
A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況**です。

- ・ 経済状況の先行きが不透明であることから、**今後の保険料収入の見通しも不透明**です。
- ・ 一方で、支出面では、**医療給付費は**、加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等によって2020年4、5月に大幅に減少しましたが、**徐々にコロナ禍前の水準まで戻つつあります**。
- ・ また、2022年以降、**団塊の世代が75歳**になり始め、後期高齢者が増加することによって、**高齢者医療への拠出金等の増加**が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

事業主・加入者のみなさまへ

令和3年度 被扶養者資格再確認の ご協力をお願い



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

協会けんぽより事業主様へ「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

＜確認の対象となる方＞

令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者(協会管掌健康保険)

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

＜送付時期＞

令和3年10月下旬から11月中旬にかけて順次送付いたします。

＜提出期限＞

令和3年12月20日(月)

＜添付書類について＞

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

＜扶養から外れる被扶養者の方がいる場合＞

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

＜令和2年度の実績＞

- 扶養解除者数 約6.8万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約1億円

お問合せ先：協会けんぽ 青森支部 業務グループ TEL:017-721-2714



全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ

〒030-8552 青森市長島2-25-3

ニッセイ青森センタービル 8階 TEL 017-721-2799(代表)
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>